

音羽健康保険組合 理事長 金丸 徳雄

**令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限の決定**

法第47条第1項第2号の規程に基づく法第3号第4項の規定による被保険者（任意継続被保険者）の標準報酬月額の上限額を下記のように決定します。

**標準報酬月額上限額****590,000円****標準報酬日額上限額****19,670円**

令和元年9月30日における被保険者の同月の平均標準報酬月額788,615円の100分の75に相当する額すなわち590,000円を標準報酬月額の上限とし、令和2年3月1日から運用する。

## 令和2年度の おもな保健事業について

**特定健康診査・特定保健指導**

法令に基づき、対象となる40歳以上の被保険者・被扶養者に特定健康診査を実施します。また、その結果により、特定保健指導の対象となる方を選別し、ご案内のうえ指導を実施します。

**保健指導宣伝**

『すこやかファミリー』等の健康情報誌・ガイドブック等を配付するほか、ホームページを通じて最新情報を発信します。

**疾病予防**

人間ドック・脳ドック・女性のがん検診等の補助、大腸がん・胃がん検診などのほか、インフルエンザ予防接種の補助、歯科保健指導を実施します。また、糖尿病対策に関する補助も行います。

使ってみませんか？

**お得なジェネリック医薬品**

ジェネリック医薬品って  
お得なんですか？

はい。  
先発医薬品（新薬）の  
特許が切れたあとに  
製造・販売されるため、  
先発医薬品のように  
莫大な開発費がかからず  
低価格なんです。



ジェネリック医薬品は、厚生労働省によって「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでいて、先発医薬品と同等の効きめがある」ことが認められている安全な薬です。のみやすくなるように、薬の大きさや味が改良されているものや、保存性がよくなっているものもあります。

いつものお薬をジェネリック医薬品にすれば、被保険者とご家族が負担する薬代が節約できます。ぜひご活用ください。

※ジェネリック医薬品はすべての先発医薬品にあるわけではありません。